

令和8年

自転車のルール遵守とマナーアップ運動

実施要領



佐賀県交通安全キャラクター
「マニャー」

佐賀県交通対策協議会

(事務局:佐賀県くらしの安全安心課交通事故防止特別対策室)

令和8年 自転車のルール遵守とマナーアップ運動

実施要領

1 目的

この運動は、自転車活用推進法で5月が「自転車月間」とされていることから、同期間中、県民の自転車利用に関する交通安全意識の向上を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上により、交通事故防止を図ることを目的としている。

2 期間

令和8年5月1日（金）から5月31日（日）までの1か月間

3 主催

佐賀県交通対策協議会

4 重点

自転車の交通ルール遵守とマナーの向上

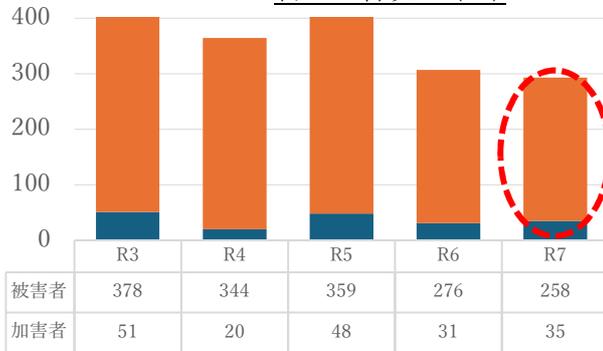
5 取組内容

実施にあたっては、下記の取組を中心に、関係機関・団体と連携を図りつつ、運動を推進する。

取 組 内 容
○ 自転車の交通安全に関する啓発活動の推進
○ 自転車の交通反則通告制度の導入についての広報活動の推進
○ ＊「自転車安全利用五則」「自転車は車両」の周知への取組
○ 自転車の事故に備えた損害賠償責任保険への加入の促進
○ ヘルメット着用徹底に向けた啓発活動の推進

「自転車の人身事故件数の推移」

自転車が絡む交通事故は、
約 300 件発生 (R7)



当事者双方自転車の場合はそれぞれに計上している。

【特徴】

小中高生が半数を占める！

令和7年 小中高生の発生件数

	小学生	中学生	高校生	計
被害者 (258件)	14	43	63	120
加害者 (35件)	4	6	10	20

加害者になるケースも！

【自転車安全利用五則】

令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

